

特別金利付与型普通預金「普通預金プラス」(インターネット専用)規定

1. 定義

- 特別金利付与型普通預金(インターネット専用)(以下「この預金」といいます。))は、当行ホームページより口座開設・キャッシュカード・SBJダイレクトをお申込され、当行所定の手続きにもとづき作成される普通預金で、定期預金(オンライン専用型)の開設と同時に作成されるインターネット専用の預金です。
- 既に、SBJダイレクトを契約している預金者および当行に普通預金口座を保有している預金者は、この預金を新規に開設することはできません。
- 既に、普通預金、普通預金(メールオーダー型)、普通預金(インターネット専用)、普通預金(アプリ開設型)を保有している預金者は、SBJダイレクトにて、この預金に切替えることができます。
- この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。第3項に定める切替を行った場合、切替前の預金が有通帳であっても、この預金に切替後は無通帳となります。
- この預金を新規に開設する場合は、届出印の届出は不要とします。ただし、この預金の開設後に支店窓口(以下、窓口といいます。))または郵送にて別途口座を開設する場合は、届出印をお届出いただきます。第3項に定める切替を行う場合、切替前の預金に届出の印章(または署名)がある場合は引き続き届出の印章(または署名)を使用します。

2. 本人確認未了時の取扱い

この預金を新規に開設する場合、同時作成される定期預金(オンライン専用型)の開設のための資金が当行に着金後、本人確認が成立しないまま3ヶ月を経過した場合、預金契約は成立しなかったものとし、当行所定の手続きに従って資金を返却します。

3. 預金の取引

この預金の取引は、原則、次の方法で行います。

- SBJダイレクト(インターネットバンキング、テレホンバンキング、スマートフォンバンキング)による取引。
- 当行と提携している金融機関等の現金自動預金支払機(以下、「ATM・CD」といいます。))による取引。

4. 取扱店の範囲

- この預金を新規に開設する場合、取引店は本店となり、原則、SBJダイレクトまたはATM・CDにて取引を行うものとし、当行窓口ではお取引できません。窓口でのお取引を希望される場合は、当行が認めた場合に限り、当行所定の手続きを行っていただくこととなります。
- 第1条第3項に定める切替を行った場合は、切替前の商品規定で定められた取扱店の範囲を準用します。

5. 預金の受入

この預金に受入できるものは次の通りです。

- 為替による振込金
 - キャッシュカードを用いたATM・CDでの現金
- ※小切手その他の証券類(以下「証券類」といいます)は、お取扱いできません。

6. 預金の払戻し

- この預金からの払戻しは、原則SBJダイレクトおよびキャッシュカードを用いてATM・CDにて行うものとし、万が一、窓口で払戻しを希望される場合は、当行が認めた場合に限り、当行所定の手続きを行っていただくこととなります。
- 万が一、窓口にてこの預金を払戻すときは、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認手続きを行います。この確認ができるまでは、払戻しを行いません。
- 万が一、窓口にてこの預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に任意の印章または署名により記名捺印の上、キャッシュカードおよび顔写真付き本人確認書類とともに提示し、窓口のPIN-PADにて暗証番号を入力してください。
- 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

7. 利息

- この預金の利息は、毎月1日から月末日の毎日の最終残高1円以上について付利単位を1円とし、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎月1日にこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- 前項の利息に加え、1,000万円を上限とする前月の最低残高(前月の最終残高のうち最も低い最終残高)について付利単位1円とし、店頭に表示する特別利率によって計算のうえ、追加利息として翌月1日にこの預金に組み入れます。なお、特別利率は金融情勢に応じて変更します。

8. 届出事項の変更等

- キャッシュカードやSBJダイレクトカード(またはワンタイムパスワード表示端末)を失ったとき、または、名称・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法で届出てください。
- この届出を当行が受理する前に生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、再発行や届出の変更にかかる手続きは当行所定の方法に限りです。
- この預金のキャッシュカードやSBJダイレクトカード(またはワンタイムパスワード表示端末)を失った状態で、窓口にて元金金の支払いを受ける場合は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人をお求めことがあります。

9. 成年後見人等の届出

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を口座開設店に届出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見人監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を口座開設店に届出てください。
- 前2項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人監督人の選任がなされている場合は、この預金を開設することはできません。

10. 譲渡・買入れの禁止

- この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかわるいっさいの権利は、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 当行がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. 印鑑照合等

第1条第3項に定める切替前の預金に届出の印章(または署名)がある場合には、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印章(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたら、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、窓口にて署名の照合を行う場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。

12. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の方法により直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に

- 対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- 第1項による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、利率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。
 - 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. 取引の制限等

- 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、当行が指定する情報(以下、「預金者情報等」といいます。))に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合には速やかに当行に届出てください。
- 前項の各種確認や資料の提出の求めに対し、預金者から正当な理由なく当行が指定した期限までに回答いただけない場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者が本規定に違反または預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたときと当行が認める場合、当行は前2項にもとづく取引等の制限を解除します。

14. 解約等

- この預金口座は、インターネットバンキングでは解約できません。この預金口座を解約する場合には、原則、口座開設店にて郵送による手続きを行うものとします。
- 万が一、窓口にて解約手続きを行う場合は、当行所定の解約請求書に任意の印章または署名により記名捺印し、顔写真付き本人確認書類およびキャッシュカードを提示の上、窓口のPIN-PADにて暗証番号を入力し手続きを行うものとします。
- 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名・住所に宛て発信した時に解約されたものとします。
 - この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および第13条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - 預金者が口座開設時に申告した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。
 - 預金者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロリ又は特殊知能暴力集団等
F.その他前各号に準ずる者
 - 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合
A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為
C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
E.その他前各号に準ずる行為

- この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また法令に基づく場合にも同様に行うことができます。
- 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、口座開設店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人をお求めことがあります。

15. 通知等

- 届出のあった氏名・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 反社会的勢力との取引拒絶
この預金口座は預金者が第13条(4)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条(4)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

17. 規定の改定

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改定されることがあります。本規定を改定する場合は、店頭または当行ホームページにおいて、改定内容を記載して告知します。

18. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、普通預金規定および当行諸規定所定の方法により取扱いします。

定期預金(オンライン専用型)規定

1. 定義

- (1)定期預金(オンライン専用型)(以下、「この預金」といいます。)は、当行ホームページより口座作成される定期預金で、新規に普通預金プラス(インターネット専用)と同時作成される預金です。
- (2)この預金は、「スーパー定期(自動継続方式・インターネット専用)」、「大口定期預金(自動継続方式・インターネット専用)」もしくは「100万円上限定期預金(ミリオくん)(ミリオくん2)(インターネット専用)」のいずれかの定期預金を選択いただけます。
- (3)この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。
- (4)この預金に関しては、届出印の届出は不要とします。ただし、この預金の開設後に、支店窓口または郵送にて別途口座を開設する場合は、届出印をお届出いただけます。
- (5)この預金は、振込みによる金銭が、当行の指定した預金口座に入金された日付で作成いたします。ただし、申込書記載の金額に満たない場合は預金お預入れとはみなしません。

2. 本人確認未了時の取扱い

この預金の開設のための資金が当行に着金後、本人確認が成立しないまま3ヶ月を経過した場合、預金契約は成立しなかったものとし、当行所定の手続きに従って資金を返却します。

3. 自動継続

- (1)この預金は当行所定の方法に基づき、満期日に前回と同一期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. 証券類の受け入れ

手形、小切手、配当金領収証その他有価証券等のお預かりはいたしません。

5. 利息

- (1)この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続後の継続日)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(継続後の預金については第3条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算します。
- (2)この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定されたところに従い、解約時に元金と利息とともにお客さま名義の当行普通預金口座へ入金することにより支払います。
- (3)この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

期日前解約利率「スーパー定期預金」「大口定期預金」

解約日時点で の 預入期間	当初の預入期間		
	3年未満	3年	3年超5年以下
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率		
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×30%
2年以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×40%
3年以上4年未満			約定利率×50%
4年以上5年未満			約定利率×70%

期日前解約利率「100万円上限定期預金(ミリオくん)(ミリオくん2)」

預入後経過した期間	解約利率
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%
1年以上2年未満 (「ミリオくん2」のみ)	約定利率×70%

- (4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. 預金の解約

- (1)この預金を解約するときは、お客さまご自身でインターネットバンキングにてお手続きください。
- (2)万が一、この預金を窓口にて解約するときは、当行が認めた場合に限り、当行所定の手続きを行っていただくこととなります。
- (3)当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻しを行いません。
- (4)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金者が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が口座開設時に申告した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ⑤ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
- (5)前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者
 - ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為

7. 届出事項の変更

- (1)名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法で届け出てください。

- (2)この届出を当行が受理する前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3)預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届け出てください。

8. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 譲渡、買入れの禁止

- (1)この預金は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2)当行がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
 - (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の方法にて直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。
 - (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は預金者が第6条(5)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条(5)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. 規定の改定

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、その他の必要性が生じた場合には、改定されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改定内容を記載して告知します。

13. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行諸規定、所定の方法により取扱います。



20190925

スーパー定期(自動継続方式・インターネット専用)規定

1. 定義

- (1) スーパー定期(自動継続方式・インターネット専用)(以下、「この預金」といいます。))は、当行所定のインターネットバンキングにおける普通預金からの振替、郵送による口座開設(定期預金(メールオーダー用))申込み、または当行ホームページからの口座開設(定期預金(オンライン専用型))申込みによって作成された定期預金をいいます。
- (2) この預金は、自動継続方式(元加継続型・利払型)のみのお取扱いとなります。
- (3) この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。

2. 自動継続

- (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. 証券類の受け入れ

小切手その他の証券類の受け入れはお取扱できません。インターネットバンキングによる普通預金口座からの振替のみのお取扱が可能です。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じです。))から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。))およびインターネットバンキングに表示している利率(継続後の預金については第2条第2項の利率。以下、これを「約定利率」といいます。))によって計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。))は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。))から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

期日前解約利率

解約日時点での 預入期間	当初の預入期間		
	3年未満	3年	3年超5年以下
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率		
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×30%
2年以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×40%
3年以上4年未満			約定利率×50%
4年以上5年未満			約定利率×70%

- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 預金の解約

- (1) この預金を解約するときは、お客さまご自身でインターネットバンキングにてお手続き下さい。
- (2) この預金を窓口にて解約するときは、当行所定の書類に届出の印章(または署名)により押印(または署名)して出金登録口座の預金通帳(またはキャッシュカード)とともに取扱店に提出してください。なお、窓口にて署名の照合を行う場合は、PIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。
- (3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻しを行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ⑤ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者
 - ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為

6. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、署名その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。

7. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 印鑑照合等

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印章(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたらうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、窓口にて署

名の照合を行う場合は、PIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。

- (2) この預金を当行ホームページからの口座開設(定期預金(オンライン専用型))申込みによって開設した場合、または普通預金(インターネット専用)からの振替により作成した場合は、届出印の届出は不要です。

9. 譲渡、買入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 保険事故発生時における預金者からの相談

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
 - (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章(または署名)を押印(または署名)して直ちに当行に提出してください。なお、窓口にて署名の照合を行う場合は、PIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします
 - ④ 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、利率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。
 - ③ 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - ④ 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は預金者が第5条(5)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条(5)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. 規定の改定

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改定されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改定内容を記載して告知します。

以上



大口定期預金(自動継続方式・インターネット専用)規定

1. 定義

- (1) 大口定期預金(自動継続方式・インターネット専用)(以下、「この預金」といいます。))は、当行所定のインターネットバンキングにおける普通預金からの振替、郵送による口座開設(定期預金(メールオーダー用)申込み、または当行ホームページからの口座開設(定期預金(オンライン専用型)申込み)によって作成された大口定期預金をいいます。
- (2) この預金は、自動継続方式(元加継続型・利払型)のみのお取扱いとなります。
- (3) この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。

2. 自動継続

- (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間の大口定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. 証券類の受け入れ

小切手その他の証券類の受け入れはお取扱できません。インターネットバンキングによる普通預金口座からの振替のみお取扱が可能です。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じです。))から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。))およびインターネットバンキングに表示している利率(継続後の預金については第2条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。))によって計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。))は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。))から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

期日前解約利率

解約日時点での 預入期間	当初の預入期間		
	3年未満	3年	3年超5年以下
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率		
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×30%
2年以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×40%
3年以上4年未満			約定利率×50%
4年以上5年未満			約定利率×70%

- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 預金の解約

- (1) この預金を解約するときは、お客さまご自身でインターネットバンキングにてお手続き下さい。
- (2) この預金を窓口にて解約するときは、当行所定の書類に届出の印章(または署名)により押印(または署名)して出金登録口座の預金通帳(またはキャッシュカード)とともに取扱店に提出してください。なお、窓口にて署名の照合を行う場合は、PIN-PADIに暗証番号の入力を行ってください。
- (3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻しを行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ⑤ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになったとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者
 - ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為

6. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、署名その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。

7. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 印鑑照合等

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印章(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたらえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、窓口にて署名の照合を行う場合は、PIN-PADIに暗証番号の入力を行ってください。
- (2) この預金を当行ホームページからの口座開設(定期預金(オンライン専用型))申込みによって開設した場合、または普通預金(インターネット専用)からの振替により作成した場合は、届出印の届出は不要です。

9. 譲渡、買入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
 - ① 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章(または署名)を押印(または署名)して直ちに当行に提出してください。なお、窓口にて署名の照合を行う場合は、PIN-PADIに暗証番号の入力を行ってください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - ② 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。
 - ④ 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - ⑤ 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は預金者が第5条(5)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条(5)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. 規定の改定

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改定されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改定内容を記載して告知します。

100万円上限定期預金<ミリオくん><ミリオくん2> (インターネット専用)規定

1. 自動継続

- 100万円上限定期預金(インターネット専用)(以下、「この預金」といいます。))は、満期時の継続方法を自動継続利払型のみ取り扱いとします。
- 満期日に元金を前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続した預金についても同様とします。
- 継続した預金の利率は書替日における当行所定の利率によるものとします。

2. 預金の預け入れ期間、金額等

- この預金の預け入れ期間は、<ミリオくん>は1年、<ミリオくん2>は2年です。
- この預金の預け入れは、当行所定の金額を上限とします。
- この預金は、インターネットバンキングにおける普通預金からの振替、郵送による口座開設[定期預金(メールオーダー用)]申込み、または当行ホームページからの口座開設[定期預金(オンライン専用型)]申込みによって作成された定期預金です。
なお、<ミリオくん2>については、郵送による口座開設[定期預金(メールオーダー用)]申込みはできません。
- この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。
- <ミリオくん>、<ミリオくん2>それぞれにつきお一人様一口ですが、解約後は再度お預け入れいただけます。

3. 証券類の受け入れ

小切手その他の証券類の受け入れはお取扱できません。インターネットバンキングによる普通預金口座からの振替のみお取扱が可能です。

4. 利息

- この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じです。)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。))およびインターネットバンキングに表示している利率(継続後の預金については第1条第3項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。))によって計算し、満期日に支払います。
- この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。))は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。))から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

期日前解約利率

預入後経過した期間	解約利率
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%
1年以上2年未満 (<ミリオくん2>のみ)	約定利率×70%

- この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 預金の解約

- この預金を解約するときは、お客さまご自身でインターネットバンキングにてお手続き下さい。
- この預金を窓口にて解約するときは、当行所定の書類に届出の印章(または署名)により押印(または署名)して出金登録口座の預金通帳(またはキャッシュカード)とともに取扱店に提出してください。なお、窓口にて署名の照合を行う場合は、PIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。
- 前項の払戻し手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻しを行いません。
- 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - 預金者が印鑑等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
- 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。
 - 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者
 - 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為

6. 届出事項の変更等

- 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、署名その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届け出てください。

7. 成年後見人等の届出

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

- 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 印鑑照合等

- 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印章(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたら、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、窓口にて署名の確認を行う場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。
- この預金を当行ホームページからの口座開設[定期預金(オンライン専用型)]申込みによって開設した場合、または普通預金(インターネット専用)からの振替により作成した場合は、届出印の届出は不要です。

9. 譲渡、買入れの禁止

- この預金および通帳は、譲渡または買入れすることはできません。
- 当行がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 保険事故発生時における預金者からの相談

- この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
 - 前項より相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章(または署名)を押印(または署名)して直ちに当行に提出してください。なお、窓口にて署名の確認を行う場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充てたいとします。
 - 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - 第1項より相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。
 - 第1項より相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - 第1項より相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

- この預金口座は預金者が第5条(5)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条(5)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. 規定の改定

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改定されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改定内容を記載して告知します。

以上



20180301